

平成29年 第2回 秩父市農業委員会 定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年2月22日（水）午後2時00分から
同日 午後3時52分まで

2 開催場所 秩父市吉田農村環境改善センター〔秩父市下吉田〕

3 出席委員（25人）

会 長	8番	新 井 徳 弘	会長職務代理者	26番	糸 東 男
委 員	1番	山 中 宇 一	委 員	2番	新 井 一 郎
委 員	3番	武 島 昭 夫	委 員	4番	横 田 友
委 員	5番	新 井 秀	委 員	6番	山 中 進
委 員	7番	富 田 俊 和	委 員	9番	内 田 武 男
委 員	10番	青 葉 正 明	委 員	11番	岩 崎 智 子
委 員	12番	長 谷 川 満	委 員	13番	石 橋 総 一 郎
委 員	14番	大 島 正 一	委 員	15番	高 岸 義 雄
委 員	16番	新 井 信 義	委 員	17番	番 場 誠 二
委 員	18番	島 崎 博 行	委 員	19番	町 田 一 郎
委 員	21番	内 田 修 司	委 員	23番	高 野 忠 財 夫
委 員	24番	高 橋 信 之	委 員	25番	田 口 俊 夫
委 員	27番	加 藤 勝 市			

4 欠席委員（1名）

委 員 20番 福 島 久 雄

5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告
- (6) 審 議 議 案 の 報 告

(7) 議 案 審 議

議案第 7 号上程 農地利用最適化推進委員が担当する区域等を定める規則

議案第 8 号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第 9 号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (6件)

議案第10号上程 農地法第4条及び第5条に規定による許可申請について (4件)

議案第11号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (15件)

議案第12号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議案第13号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

(8) 閉 議 ・ 閉 会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査	帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補	岩 田 直 樹
主 幹	内 田 香	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

7 会議の概要

(1) 開 会 ・ 開 議

議長(新井 徳弘 会長) ただいまから、平成29年第2回秩父市農業委員会定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

(3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 本日は、20番 福島 久雄 委員から欠席の通告がありました。よって、委員定数26名中、25名の委員が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立

しております。

（４）議事録署名委員の指名

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） ご異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 13番 石橋 総一郎 委員、14番 大島 正一 委員、以上お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

（５）諸 報 告

議長（新井 徳弘 会長） 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。

（６）審 議 議 案 の 報 告

議長（新井 徳弘 会長） 次に、本日も審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案について申し上げる前に、議案書の訂正をお願いします。 議案書の7ページをお開きください。 議案第11号 番号14 を削除してくださるようお願いいたします。 それでは、平成29年第2回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第7号 農地利用最適化推進委員が担当する区域等を定める規則、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について が6件、議案第10号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について が4件、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について が15件、議案第12号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第13号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 議 案 審 議

議案第7号上程 農地利用最適化推進委員が担当する区域等を定める規則

議長（新井 徳弘 会長） これより、議案の審議に入ります。 議案第7号 農地利用最適化推進委員が担当する区域等を定める規則 を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第7号について説明をいたします。 最初に、提案する理由ですが、議案書の1ページの最後の行から、2ページをご覧ください。 それでは、提案理由ですが、農地利用最適化推進委員、この後は、推進委員と言いますが、推進委員につきましては、平成28年4月から改正施行されました農業委員会等に関する法律第17条第1項本文におきまして、農業委員会は、農地等の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならない、と規定されております。 なお、委嘱につきましては、改選後の農業委員会が、これを行うこととされております。 また、同条第2項におきまして、農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない、と規定されておりますので、農業委員会規則として推進委員が担当する区域を定めたいとするものです。 次に、この規則の内容について説明をいたします。 議案書の1ページにお戻りください。 まず、第1条は、秩父市における推進委員が担当する区域を6に分け、その範囲及び区域ごとにおける推進委員の数を定めるものでございます。 その数についてですが、お手元に配布いたしました資料1をご覧ください。 推進委員の定数につきましては、すでに、秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例が公布されておりますが、その第3条におきまして14人と定められております。 その法的な根拠についてですが、農業委員会等に関する法律第18条第2項におきまして、推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める、と規定されております。 その政令で定める基準につきましては、法律施行令第8条におきまして、農業委員会の区域内の農地面積の100ヘクタールにつき1人を限度としております。 次に、資料1の裏面、資料2をご覧ください。 これは、区域内の農地面積から推進委員1人が担当する面積を算出したものです。 地区により偏りが見られますが、一段の区域として考えますとこのような結果になったものでして、政令が求める基準は満たされているものです。 ご理解を賜りたいと存じます。 それでは、議案書にお

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

戻りください。第2条では、予測しない状況が発生した場合でも、規則を改正することなく、適宜、この状況に対応する旨を規定したものです。次に、附則ですが、この規則の施行期日を公布の日とするものです。最後になりますが、この後、議決をいただきまして、この規則を制定することになりましたら、定められた区域に基づき推進委員を募集することになります。説明は以上です。

議長（新井 徳弘 会長） 説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。このことについて、何か質疑又は意見がありますか。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第7号について賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

議案第8号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

帆刈 敏晃 主査 番号1の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は 栃谷字山根、畑2筆、計345平方メートルで、昭和52年と53年に売買により取得した土地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、札所一番 四萬部寺から南東に約600メートル先にあり、譲受人の実家から南に約230メートル先の場所にあります。申請事由ですが、譲受人は現在、会社員として〇〇に居住しておりますが、ほぼ毎週末は〇〇の実家に帰り、農作業をしているとのことです。また、譲渡人は現在、〇〇に居住しており、自宅からの距離もあることからなかなか耕作もできなくなったとのことです。そこで、譲受人の実家からほど近い申請地を贈与にて譲り受け、農業経営規模を拡大したいとして、このたび、申請したものです。申請地は、きちんと管理がされており、いつでも耕作ができる状態となっております。また、譲受人は、所有の農地は、現在、田畑を合計で約3,600平方

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

メートルほどの農地を所有しており、そのすべてを耕作するなどして、管理がされておりました。譲受人の農作業歴は10年ほどであり、実家に居住している家族や親族も一緒に営農しているとのこと。また、耕運機やトラクター、田植機、コンバイン、草刈機などの農機具も所有しております。申請地を取得した後は、オクラ、ネギ、モロヘイヤなどの野菜を作付けする予定とのこと。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

4番（横田 友 委員） 議案第1号の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も、事務局とともに現地を見てまいりました。所有する農地につきましても、きちんと耕作しております。許可してもよろしい案件であると考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

7番（冨田 俊和 委員） 案内図にあります航空写真を見ますと、建物が建っているようですが、現況を説明してください。

帆刈 敏晃 主査 委員が言われたとおり、以前は建物が建っていましたが、すでに取り壊して、譲渡人が農地に戻したものです。建物を建てることについては、適正に転用について許可を受けておりました。

議長（新井 徳弘 会長） 他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第8号について賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第9号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （6件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は 小柱字長池、畑1筆、405平方メートルで、平成28年に相

続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、国道140号線 皆野秩父バイパス 新皆野橋交差点から北に約100メートル先にあり、立地の基準につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。目的は自己用住宅用地への転用です。申請者は、現在、妻と二人で申請地付近にある、昨年亡くなった父より相続した住宅にて生活しております。このたび、〇〇にて、家族4人で借家住まいをしている申請者の叔母から、現在の居住地が手狭であることを理由に、引っ越し先を探しているとの相談がありました。申請者も近々、自己用住宅を新築したいと考えていたことから、この相談を受けて、現在居住している住宅を取り壊すのではなく、現状のまま叔母に貸し出したうえで、付近にある申請地上へ新たに自己用住宅用地を建築したいとして申請したものです。申請地は2月9日付けで、住宅用地分として分筆された土地であり、資金調達計画も整っております。また、申請地に隣接する農地を所有する者は、申請者本人であり、転用することによる周辺の営農状況への支障はないものと考えます。なお、申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

帆刈 敏晃 主査 番号2から番号4までの案件について説明をいたします。まず、番号1の案件についてですが、申請者は〇〇さんです。申請地は黒谷字岩下、畑1筆、793平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、国道140号線 美の山入口交差点から南東に約100メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地周辺は住宅が多く、申請地は近隣住民の方々の駐車場としての利用が見込まれるとのことから、このたび申請したものです。計画では、砂利を敷き、13台分の月極駐車場にする予定ですが、すでに平成18年当時から申請地の一部が4台分の駐車場になっていることから、始末書を添付しております。申請地の現況は、4台分の駐車場以外はきれいに耕作されておりましたが、申請者は学習塾を経営しており、片手間で畑を耕作することが困難になってきたとのことです。申請地に隣接する耕作農地は無く、転用することによる周辺との問題は特に無いものと思われます。次に、番号3の案件について説明を

いたします。申請者は〇〇さんです。申請地は黒谷字高儘、畑1筆、933平方メートルで、昭和51年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、国道140号線 美の山入口交差点から南に約550メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者は自営業をされており、農業に従事する時間も乏しいことから、将来的には申請地が荒地となってしまうことが予想されるということです。そこで土地の有効利用を図るため、ここに太陽光発電施設を設置したいとして、このたび転用申請したものです。計画では太陽光パネル432枚とその他必要な機器等を設置する予定です。現地の状況は保全管理がされておりました。また、このたびの転用申請にあたり、経済産業省からの設備認定通知の受理と、東京電力への電力受給契約申込みの受けも済んでいるということです。申請地に隣接する農地を所有する者は亡くなっているとのことで、その農地を管理している所有者の兄弟から転用申請を行うことに対するの承諾も得ており、周辺の営農についての配慮はなされているものと思われまます。次に、番号4の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は山田字東新木、畑1筆、559平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北東に約80メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者は、平成14年に申請地に隣接する土地に住宅を建築し、居住してきましたが、当時から申請地を住宅敷地として一体利用してきました。申請地には、現在、物置が3棟あり、また、自家用駐車場としても利用しており、今後も同様に使用していきたいとのことから、始末書を添付して転用申請したものです。なお、平成29年第2回総会における転用案件としてご審議いただき、すでに転用許可もおりている件とも関連いたしますが、申請者の息子家族が申請地に隣接する土地に、住宅を新築する予定になっており、建築後は2家族で申請地を住宅敷地として使用することになります。

上林 敏一 事務局長 番号5の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さん、申請地は蒔田字宮ノ平、畑1筆、274平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、国道299号線 西武観光バス 府坂入口バス停から北東に約250メートル先にあ

ります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。立地の基準につきましては、土地改良事業を施行した区域内にある第1種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、住宅の建設です。申請者は、市内の賃貸住宅に住んでおりますが、自らが所有する土地に住宅を建てること考え、転用することについて申請したものです。現況を確認しましたところ、案内図の写真とは状況が変わっておりましたが、農作地でした。なお、申請地に隣接する農地を耕作する者は、申請者本人ですし、尾田蒔土地改良区から転用することについて差し支えない旨の意見をいただいておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われまます。

内田 香 主幹 番号6の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は吉田久長字中島、畑2筆、計1, 123平方メートルで、平成20年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線久長バイパスの奈良川橋交差点から東に約300メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の建設です。申請者は、申請地から300メートルほど離れた場所に住んでおりますが、〇〇を経営しており、〇〇歳で、年齢的にも厳しく、農業は自宅近くの畑で自家用の野菜を栽培する程度しか行う気持ちはないとのことでした。そこで、申請地に太陽光発電施設を設置し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル360枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。なお、経済産業省から発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することについて承諾を得ておりますし、申請地は、公衆用道路沿いにありますので、建設することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員

のご意見を伺います。

3番（武島 昭夫 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

25番（田口 俊夫 委員） 番号2及び番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。番号2につきましては、始末書を添付しておりますし、許可を相当とすることで止むを得ないと考えます。番号3につきましても、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

10番（青葉 正明 委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。始末書を添付しておりますし、許可を相当とすることで止むを得ないと考えます。

21番（内田 修司 委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

17番（番場 誠二 委員） 番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりましたが、不耕作状態でした。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

4番（横田 友 委員） 番号3の案件についてですが、周辺には住宅が多く建っていますが、この点で、近隣の住民への影響はないのでしょうか。

帆刈 敏晃 主査 影響があるのかどうかにつきましては、調査しておりませんが、何か問題が発生した場合には、当事者が対応する旨を確認しております。

4番（横田 友 委員） 番号5の案件についてですが、道路から進入路を設けて、奥のところに住宅を建てるようです。排水路は大丈夫なのですか。

上林敏一 事務局長 申請地の北西側に水路がありますので、この点については、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはありません。

4番（横田 友 委員） 番号9の案件についてですが、道路に面して傾斜地に太陽光発電設備を設置するようですが、崩れるようなことはないのでしょうか。

内田 香 主幹 極端に傾斜があるところではありません。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議長（新井 徳弘 会長） 他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第9号について賛成するの諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第10号上程 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請

について

（4件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第10号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

内田 香 主幹 番号1及び番号2の案件につきましては、適用する条項が異なりますが、関連がありますので、一括して説明いたします。まず、申請目的について申し上げます。申請目的は、番号1が、太陽光発電施設用地への転用、番号2が当該施設用地への進入路用地への一時転用です。次に、個別に案件の概要について説明をいたします。まず、番号1についてですが、申請者は〇〇さんです。申請地は吉田久長字三宮寺原、畑1筆、991平方メートルで、平成13年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線久長バイパス 道の駅龍勢会館坑交差点から東に約500メートル先にあります。立地の基準につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けておりますので、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請請事由ですが、申請者は、市外に居住しておりますので、所有する農地のすべてを十分に耕作することができません。そのため、土地の有効利用を検討した結果、太陽光発電設備を設置して、その他の所有する農地を管理していきたいとして申請したものです。計画では、288枚の太陽光パネルとその他必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電について認定を、

東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を、それぞれ得ております。次に、番号2について説明をいたします。貸渡人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。申請地は吉田久長字三宮寺原、畑1筆、603平方メートルの内64平方メートルで、平成20年に相続により取得した土地です。申請事由ですが、番号1に係る申請地への進入路がないため、そこへの進入路に一時的に転用したいとして申請したものです。立地の基準につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地と判断いたしました。なお、農用地区域内の農地は、原則として転用を許可しないものではありませんが、このたびの申請は、一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものですので、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。計画では、申請地の一部、幅員3メートル、奥行き21.5メートル、面積64平方メートルを、番号1に係る申請地への進入路として一時的に使用するもので、危険防止のため周囲を金網等で囲うことになっておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われまます。続きまして、番号3及び番号4につきましても、適用する条項が異なりますが、関連がありますので、一括して説明をいたします。まず、番号3についてですが、申請者は〇〇さんです。申請地は吉田久長字腰、畑1筆、655平方メートルで、平成20年に相続により取得した土地です。次に、番号4についてですが、借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は吉田久長字腰、田2筆、972平方メートルで、番号3の畑1筆に隣接する2筆分で、昭和56年に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線久長バイパスに近く、白砂恵慈園から北に約300メートル先にあります。また、申請地は、3筆とも、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の設置です。申請者及び借受人は、議案第9号 番号6と同じ理由になりますが、〇〇を経営しており、〇〇歳で、年齢的にも厳しく、農業は自宅近くの畑で自家用の野菜を栽培する程度しか行う気持ちはないとのことでした。一方、借渡人は、申請地の近くに住んでおりますが、年齢的にも十分に耕作を行

うことができない状況にあります。借受人は、自己が所有する土地と一体で太陽光発電施設を設置したいとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル360枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。なお、経済産業省から発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾は、番号3では、3人必要なところ、2人の方にはもらえなかったのですが、万一の場合には責任をもって対処する旨を一筆いただいております、番号4では承諾を得ております。申請地を確認しましたところ、いずれも不耕作地となっております。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

17番（番場 誠二 委員） 番号1から番号4までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第10号について賛成するの諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 賛成多数であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第11号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （16件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。

申請地は 堀切字桜沢、田 2 筆、計 8 4 9 平方メートルで、平成 6 年に相続により取得した土地です。案内図の 1 0 ページをご覧ください。申請地は、小柱農村集落センターから南西に約 8 2 0 メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成 2 7 年 6 月 1 1 日付けで、除外の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断しました。申請事由ですが、当申請地は日当たりこそよいものの、山林に隣接していることもあって獣害が絶えず、大豆を植えてもそのうちの 3 分の 2 が被害に遭うなど、農地として使用するには非常に難しい土地であるとのこと。土地の有効活用を考えた結果、貸渡人が所有する、申請地に隣接する山林 1 0 9 平方メートルを併せた 3 筆上に、貸渡人の息子さんである借受人を事業主に据えるかたちで太陽光発電施設を設置したいとして、使用貸借権を設定することとして申請したものです。計画では、太陽光パネル 2 1 6 枚とその他必要な機器等を設置することになっております。また、資金計画も整っており、経済産業省から発電についての認定を、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについての承諾を、それぞれ得ています。隣接地は山林と貸渡人が所有する畑のみであり、転用することによる近隣に被害が及ぶことはないものと考えます。申請地を確認しましたところ、保全管理されておりました。

次に、番号 2 について説明をいたします。借受人は 〇〇さん、貸渡人は 〇〇さんの相続人である 〇〇さんと 〇〇さんです。申請地は、大宮字日野田上、畑 1 筆、9 6 8 平方メートルで、昭和 3 2 年に貸渡人 2 名の父親が家督相続により取得した土地です。案内図の 1 1 ページをご覧ください。申請地は羊山公園内管理事務所付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、羊山公園内の芝桜の丘に芝桜開花中、貸渡人から申請地を借用し、農産物等を販売するための、テント 7 張りを設置し、仮設店舗用地として一時的に使用したいとして申請したものです。なお、使用期間につきましては、許可が下りた日から 3 月間です。申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

町田 達彌 参与 番号 3 及び番号 4 の案件について説明をいたします。

まず、番号 3 についてですが、譲受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。

申請地は 久那字折、畑1筆、526平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、秩父市久那公民館から北に約450メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は、宅地に隣接しており、昭和44年以前には蚕室があり、養蚕業をやめる際に蚕室を取り壊し、庭を造成してしまいました。このたび、所有する土地について確認しましたところ申請地が農地である事が判明したため、是正したいとして、始末書を添付して申請したものです。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、庭木が植栽され庭園として利用されておりました。

次に、番号4について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は 上影森字下原、畑1筆、164平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父市立影森中学校から北に約600メートル先、比較的住宅化の進んだ地域にあります。立地の基準につきましては、都市計画区域の用途区域内にある市街化傾向の著しい農地として第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接する土地に居住しておりますが、駐車場所がないため、平成20年1月に、譲渡人に相談し、土地売買契約書を作成し土地代金を平成22年末から平成28年末までの分割で支払うよう契約した上で、平成22年に、農地法5条の条件付き仮登記を申請地に設定しておりました。このたび、土地代金の支払いがすべて完了したため、改めて是正したいとして、始末書を添付して申請したものです。周辺は、宅地と道路に囲まれており、耕作している農地もないため、周辺への影響はなかったものと思われまます。現地を確認しましたところ、プレハブ倉庫1棟、車2台分の駐車場所及び庭の一部として使用されておりました。

帆刈 敏晃 主査 番号5から番号7までの案件について説明をいたします。

まず、番号5についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は、大野原字桐木、畑2筆、計284平方メートルで、平成13年に相続により取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は埼玉県立秩父農工科学高等学校の南側、学校敷地沿いにあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在、〇〇町の国道299号線沿いに

居住しており、そこで飲食店を経営しておりますが、このたび、国道拡幅工事計画に伴い、移転をしなければならないことになりました。そこで、申請地を売買にて譲っていただけることになり、ここに店舗兼住宅を建築し、以前と同様に飲食店を経営したいとして、このたび申請したものです。申請地の一部については昨年末にすでに整地をしてしまったとのことで、始末書を添付しております。なお、整地してしまったところ以外の部分については、一部耕作がされておりました。申請地に隣接する農地は無く、転用することに伴う周辺との問題も特に無いものと思われます。

次に、番号6について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は黒谷字下田、畑1筆、340平方メートルで、昭和30年に相続により取得した土地です。案内図の15ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道 和銅黒谷駅から北に約580メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在、市内にある賃貸アパートにて生活しておりますが、両親も高齢となり面倒をみたいとして、両親の住む実家のすぐ正面にある申請地を売買にて譲り受け、ここに住宅を建築し、居住したいとして、このたび申請したものです。申請地の一部は農機具置き場となっておりましたが、それ以外は畑として管理し、耕作がされておりました。申請地に隣接する農地を所有する者は譲渡人本人ですので、転用することに伴う周辺との問題は特に無いものと思われます。

次に、番号7の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は栃谷字尾野田入、畑1筆、220平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の16ページをご覧ください。申請地は、札所一番 四萬部寺から北東に約400メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人と譲渡人とは兄弟で、昭和51年当時から、申請地を譲受人である弟が、農地転用の許可を受けないまま住宅敷地の一部として使用してきておりました。その後、平成6年に、譲渡人である兄が相続により取得しましたが、実際の土地の使用者である譲受人が今後も同様に使用していきたいとして、また、現在の違反転用状態の地目是正を図るとともに、兄から弟への贈与をしたいとして、このたび始末書を添付して申請したものです。現地は隣接宅地と一体で住宅敷地として利用

されておりました。申請地に隣接する農地はありませんでしたので、転用してしまっただけに伴う周辺との問題も特に無かったものと思われま

上林 敏一 事務局長 番号8の案件について説明をいたします。貸渡人は〇〇さんです。借受人は株式会社〇〇です。同社は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工及び販売並びに発電の売電事業に関する業務を目的の一つとしております。申請地は寺尾字加奈川、畑1筆、1,877平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。案内図の17ページをご覧ください。申請地は、主要地方道秩父児玉線と銅大橋入口交差点から南西に約1.3キロメートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の設置です。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル360枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。なお、経済産業省から発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力供給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われま

内田 香 主幹 番号9から番号13までの案件について説明をいたします。

まず、番号9についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は、下吉田字桜井、畑1筆、330平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。案内図の18ページをご覧ください。申請地は、秩父市吉田取方総合運動公園から南に約300メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判

断いたしました。次に、申請の目的ですが、住宅用地への転用です。譲受人は、市内に妻と子とともに、借家に住んでおりますが、生活する上で何かと手狭になったため、住宅を建てることを考え、父の妹の夫である譲渡人に相談したところ、申請地を売買により所有権移転してもよいことになりました。現況を確認しましたところ、農作地で、保全管理がされておりました。また、申請地に隣接する農地を耕作する者は、譲渡人ですので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま

す。次に、番号10の案件について説明をします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は下吉田字藤六、畑1筆、152平方メートルで、昭和42年に贈与により取得した土地です。案内図の19ページをご覧ください。申請地は、県道下小鹿野吉田線の小鹿野町との境から北西に約400メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成28年6月7日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、申請の目的ですが、申請地を買い受けて住宅用地を拡張するために転用するものです。譲受人は、現在、申請地の隣接地に居住しておりますが、住宅を新築したことにより、今までの宅地面積が狭くなりました。さらには、住宅の裏に倉庫を建築することになり、隣接地の所有者である譲渡人から申請地を譲り受け、宅地と一体で利用したいとして申請したものです。また、申請地に隣接する農地を耕作する者は、譲渡人本人ですので、転用することに伴う周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま

す。次に、番号11の案件について説明をいたします。借受人は有限会社〇〇で、下吉田に本店を置き、平成15年に、自動車の修理、板金及び塗装を主な目的として成立した法人です。貸渡人は〇〇さんで、借受人の前取締役で、現在も整備士として勤務しております。申請地は下吉田字井上、畑1筆、1,228平方メートルで、平成4年に時効取得により取得した土地です。案内図の20ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線吉田中央バイパス沿いの井上集落センターから北に150メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域

内にある農地でしたが、平成29年1月13日付けで、除外の決定を受けております。 したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。 次に、申請の目的ですが、自動車整備工場用地に転用するものです。 借受人は、申請地から南東に約300メートル先に工場を置き、事業を営んでおりますが、工場の老朽化に加え、雪による被害や機械諸設備の増加により工場が手狭になり、作業効率低下、近隣住民への騒音迷惑等を考慮して、目的の用地に転用したいとして申請したものです。 計画では、申請地に建築面積540平方メートル、延べ床面積486平方メートルの鉄骨造平屋建て、工場を建築する予定です。 現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。 また、申請地に隣接する農地耕作者から転用することについて承諾を得ておりますので、転用することに伴う周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま

す。 次に、番号12の案件について説明をいたします。 譲受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。 申請地は 上吉田字宮戸、畑1筆、224平方メートルで、平成5年に売買により取得した土地です。 案内図の21ページをご覧ください。 申請地は、主要地方道 高崎神流秩父線 宮戸交差点から西に約300メートル先にあります。 また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。 したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。 申請事由ですが、譲受人は、父親である譲渡人が所有する申請地に、平成16年頃より、住宅を建ててしまっておりました。 このたび、その住宅が手狭になったため建替えを計画していたところ、宅地として利用していた申請地が農地であることがわかりました。 追認ではありますが、今後も宅地として使用したいため、是正したいと始末書を添付して申請したものです。 また、申請地に隣接する農地を耕作する者から転用することについて承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えてはいないものと思われま

す。 次に、番号13の案件について説明をいたします。 譲受人は 株式会社 〇〇で、上吉田に本店を置き、平成15年に、コンクリート製品の製造、加工及び販売を主な目的として成立した法人です。 譲渡人は 〇〇さんです。

申請地は 上吉田字宮戸、畑1筆、433平方メートルで、平成元年に売買により取得した土地です。案内図の21ページをご覧ください。申請地は、主要地方道 高崎神流秩父線 宮戸交差点から西へ約300メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲渡人は、平成27年まで譲受人の代表取締役でしたが、その譲受人が、平成16年頃より、申請地を駐車場として利用してしまっておりました。譲受人が 議案第11号 番号12に係る住宅用地の建替えを計画していたところ、申請地が農地であることがわかりました。追認ではありませんが、今後も駐車場用地として使用したいとして、始末書を添付して申請したものです。なお、申請地に隣接する農地耕作者から転用することについて承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えてはいないものと思われま

加藤 和彦 主幹 番号15及び番号16の案件について説明をいたします。

まず、番号15についてですが、借受人は株式会社〇〇で、番号8の案件に係る借受人と同じ法人です。貸渡人は〇〇さんです。申請地は 荒川上田野字草塚、畑2筆、計1,336平方メートルで、平成28年に相続で取得した土地です。案内図の22ページをご覧ください。申請地は 国道140号線 武州中川駅前交差点から西に約350メートル先にあります。なお、申請地のうち1筆につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に在住する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を耕作することが難しい状況にあるため、農地の有効活用を考えていたところ、借受人が太陽光発電施設を設置したいとして申請したものです。計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を

得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われます。現況を確認しましたところ、不耕作でした。

次に、番号16の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は荒川贅川字中島、畑1筆、356平方メートルで、平成11年に相続により取得した土地です。案内図の23ページをご覧ください。申請地は、国道140号線平和橋入口交差点から北西に約150メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在の住まいを建て替える計画を検討していましたが、地形的にも傾斜地で安全上の問題があるので、近隣で土地を探していたところ、譲渡人の農地を買い受けることについて話しがまとまり、このたび申請したものです。転用することについては、隣接する農地を所有する者から承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないと思われます。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

3番（武島 昭夫 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

11番（岩崎 智子 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。一時的に転用することでもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

5番（新井 秀 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

7番（富田 俊和 委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

24番（高橋 信之 委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。概要に

つきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地の周辺では宅地化が進んでおります。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

25番（田口 俊夫 委員） 番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

4番（横田 友 委員） 番号7の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

18番（島崎 博行 委員） 番号8の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

19番（町田 一郎 委員） 番号9及び番号10の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

23番（高野 忠財 委員） 番号11の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

15番（高岸 義雄 委員） 番号12及び番号13の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

6番（山中 進 委員） 番号15の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

16番（新井 信義 委員） 番号16の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第11号について賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第12号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

内田 香 主幹 議案第12号について説明をいたします。このたびの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、公益社団法人 埼玉県農林公社が借受人となる農用地利用集積計画について農業委員会の決定を求めるものです。案内図24ページをご覧ください。計画地は、県道下小鹿野吉田線 釜の上農園村交差点から南西部に位置する、ほ場整備した畑2筆、計1,166平方メートルです。貸付人が耕作をしていた土地でしたが、利用権を設定する期間は、平成29年3月1日から平成39年2月28日までの10年間です。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

23番（高野 忠財 委員） 議案第12号の案件について意見を申し上げます。農地を有効に活用していただくわけですから、申し出のとおり決定してよろしいものと考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございました。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第12号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第 1 3 号 上程 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第 1 3 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第 1 3 号について説明をいたします。 議案書の 9 ページをご覧ください。 本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。 次に、議案書と同時に配布いたしました別紙をお開きください。 このたびは、田 9 4 筆、畑 2, 7 4 9 筆、計 1 8 4 万 5, 0 1 7. 3 4 平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。 これらの土地につきましては、平成 2 8 年に行われました農地法第 3 0 条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断した農地のうち、法人が所有するもの、所有者又は耕作をする権利を有する者の所在が不明であるもの、埼玉県以外に居住するもの、非農地判断について申し出があったもの、さらには、これとは別に、固定資産課税台帳を基に現況地目が山林であるなど農地以外の地目となっているものを議案として上程したものです。 次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周囲が山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。 以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。 これより、議案に対する質疑に入ります。

7 番（富田 俊和 委員） 非農地として判断された後の処理について説明してください。

上林 敏一 事務局長 議決により農地に該当しないと判断された場合は、事務局といたしましては、対象となる農地を所有する者、市、埼玉県その他法務局や税

務署などの関係機関にその旨を通知します。事務局としましては、対象となる土地を農地台帳から削除いたします。

7番（富田 俊和 委員） 地目変更登記を強制することになるのですか。

上林 敏一 事務局長 このことを強制するつもりはありませんが、登記地目が田や畑のままですと、権利を移動する場合などに農地法の規定が係ってくる場合がありますので、可能な限り登記地目を変更していただくことを勧めてまいります。関係者から相談がありましたら、適切に対応してまいります。

10番（青葉 正明 委員） このたびの対象地以外に、荒廃農地と判断されているものについて、どのようにすれば非農地判断することになるのでしょうか。

上林 敏一 事務局長 今後、申出書を作成して受け付けることにいたします。可能な限り、関係者の負担を軽減した取り扱いを行うことを考えております。これにより、順次、議案に上程いたします。

4番（横田 友 委員） この判断がなされたことにより、固定資産の評価額にどのように影響しますか。

上林 敏一 事務局長 対象となる土地は、すべて荒廃農地ですので、宅地並みの評価になるということはないものと考えます。むしろ、評価額は下がるのではないかと考えております。

議長（新井 徳弘 会長） 他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第13号については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

（8）閉 議 ・ 閉 会

議長（新井 徳弘 会長） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第2回秩父市農業委員会定例総会を閉会いたします。